

地方分権を推進する三位一体の改革の実現

地方分権を推進する三位一体の改革の実現

提案・要望先 内閣府・総務省・財務省

提案・要望の要旨

- ◎ 国から地方への税源移譲の確実な実施と地方税制の見直し
- ◎ 地方の自主性の拡大につながる国庫補助負担金の改革
- ◎ 地方交付税が果たすべき役割の確保

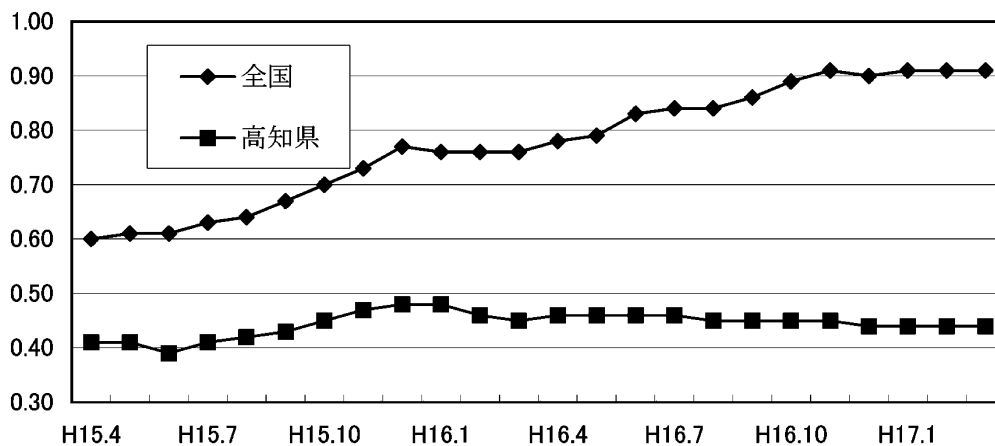
現状と問題点

【現状】

- ◎ 本県は、全国的に景気が回復基調にある中でも、有効求人倍率が全国平均を大きく下回って推移しているなど、厳しい経済状況にあり、税収も依然として低迷を続けています。

このような中であって、今後30年間に50パーセントの確率で発生すると予想される南海地震や少子・高齢社会の進行、社会資本の整備の遅れなど、様々な行政課題への対応が求められています。その主な財源としては、国庫補助負担金や地方交付税に頼らざるを得ない財政構造になっています。

有効求人倍率の推移



【問題点】

- ◎ 三位一体の改革は、地方財政の自主性を高め、住民のニーズに見合った行政を進めていく上で、高知県としても、本来、歓迎すべきものと考えていますが、平成16年度に地方交付税等の大幅削減がなされた結果、平成16年度の当初予算は、236億円もの収支不足に陥り、平成17年度の当初予算も、依然として165億円の収支不足となっています。さらには、国民健康保険の都道府県調整交付金の導入などにより、特に財政力の弱い当県では、改革の本来の趣旨に反して、財政上の制約が増大している状況にあります。

これまでの取り組み状況と今後の課題

【取り組み状況】

- ◎ 当県では、平成10年度以降、2次にわたる財政構造改革に取り組み、3年前の平成14年度当初予算では、収支均衡をほぼ達成していました。また、平成15年度からは、南海地震対策など四つの重要課題に対応することに併せ、知事部局の職員数を今後5年間で10パーセント削減するなどとした経営方針に基づき、選択と断念による徹底した行財政改革を進めています。
- ◎ 加えて、地方交付税等の大幅削減を受けた平成16年度には、さらに「財政危機への対応指針」を策定し、人件費の抑制や、事務事業の抜本的な見直しを進めています。
- ◎ このような結果、平成17年度の予算は、6年連続のマイナスとなり、平成11年度に比べると、全国で最大の27.2パーセントの削減になっています。(図1～4)

【今後の課題】

- ◎ 平成16年度の地方交付税等の大幅な削減以来、基金の大幅な取り崩しや、財政健全化債の発行など、緊急的な措置で対応していますが、このままでは、平成18年度以降の予算編成の見通しが立たないだけでなく、財政再建団体への転落も想定されるなど、公的経済に大きく依存した当県の県民の生活や地域経済に著しい影響を与えることが大いに懸念されます。(図5)
- ◎ また、今後30年間で50パーセントの確率で発生すると予測される南海地震や少子・高齢社会への対応など、重要課題に的確に因應するためにも、自立に向けた改革の推進とそれを裏付ける財政基盤の確立のための、地方税財源の確保が欠かせません。(図6～8)

提案・要望の具体的内容、参考図表等

- ◎ 国から地方への税源移譲の確実な実施と地方税制の見直し
 - ・平成18年度までの、地方の声を反映した3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
 - ・個人住民税の10%比例税率化に当たっては、適切な負担調整を講じること。
 - ・税源の地域偏在が小さくなるような地方税の制度改正を速やかに実施するとともに、平成19年度以降の改革における消費税から地方消費税への税源移譲など、安定的な税源を確保するための検討を進めること。

- ◎ 地方の自主性の拡大につながる国庫補助負担金の改革
 - 国庫補助負担金の改革は、地方の自主性の拡大につながるものとするのが基本である。改革案の作成に当たっては、単なるスリム化や国の関与が残る交付金化などといった本来の改革の趣旨を逸脱したものにさせないようにするとともに、地方の意見を尊重するものとする。
 - 生活保護費や児童扶養手当に関する国の負担率の引き下げは、国の責任を放棄し、地方に負担を転嫁させるだけの内容であり、絶対に認められるものでないこと。

- ◎ 地方交付税が果たすべき役割の確保
 - 地方交付税による財源保障の機能は、国が法令等によって義務付けている事務事業や、標準的な行政サービスを地方が担っていく上で不可欠なものであり、現在の地方自治の制度の根幹をなすものであることから、当然確保すべきものであること。
 - 地方財政の運営の実態を踏まえ、一般行政経費の乖離の解消をさらに進めるとともに、適切な行政サービスが維持できるよう、必要な地方交付税の総額を確保すること。
 - 中期地方財政ビジョンを地方の参加の下に策定し、地方財政を予見可能なものとするとともに、地方交付税の法定率の引き上げなど、地方交付税の制度の原則に沿った運用を行うこと。
 - 景気回復の遅れや、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に配慮し、財政力の弱い地方団体に対しては、地方交付税の財源保障、財政調整を強化して対応すること。

【本件に関する連絡先】

	高知県総務部財政課	高知県東京事務所
所在地	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	〒105-0001 港区虎ノ門2-6-4 虎ノ門11森ビル8階
T E L	088-823-9305	03-3501-5541
F A X	088-823-9768	03-3501-5545
E-mail	110401@ken.pref.kochi.lg.jp	120102@ken.pref.kochi.lg.jp
担当者	総務部副部長兼財政課長 千葉 健	チーフ（行政情報担当）
職・氏名	チーフ（地方財政制度担当）井上 達男	野々村 勇次